

特定生産緑地の指定

生産緑地法第10条の2第1項の規定に基づき、特定生産緑地を次のように指定する。

名称	位置	面積	図面番号
第 71 号生産緑地地区	北区船堂町二丁220番1	516㎡	1 / 7
第 260 号生産緑地地区	西区鳳西町三丁697番1	699㎡	2 / 7
第 698 号生産緑地地区	中区大野芝町274番3	624㎡	3 / 7
第 709 号生産緑地地区	中区福田85番	234㎡	4 / 7
	中区福田88番1	181㎡	4 / 7
第 711 号生産緑地地区	中区深阪五丁1837番4	500㎡	5 / 7
第 718 号生産緑地地区	東区関茶屋78番2	1075㎡	3 / 7
第 721 号生産緑地地区	東区丈六275番1の一部	512㎡	6 / 7
第 1111 号生産緑地地区	北区新堀町一丁34番	1157㎡	7 / 7